

直方市地域子育て支援センター運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

直方市地域子育て支援センター運営業務委託

2 業務の目的

この実施要領は、民間事業者が有する専門知識やノウハウを活用し、直方市地域子育て支援センターの継続的かつ安定的な運営と質の高いサービスの提供を図るため、直方市地域子育て支援センターの運営を委託する事業者として最も適した者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するために実施するプロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

3 業務の概要

（１）委託業務内容

「直方市地域子育て支援センター運営業務委託仕様書」のとおり

（２）業務委託期間

業務履行期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

準備期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（３）業務履行場所

直方市地域子育て支援センター

（福岡県直方市古町 5 番 35 号 多世代交流スペースここっちゃん内）

4 見積上限額

46,992,000円

【限度額の内訳】

令和 8 年度 23,496,000円

令和 9 年度 23,496,000円

※本業務は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項に規定する消費税非課税事業に該当する。

※本業務は、直方市公契約条例（平成 25 年条例第 28 号）の対象案件である。

※限度額を超えた見積金額の提案は、無効とする。

※限度額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すためのものであることに留意すること。

※契約期間中の賃金水準・物価水準の変動について勘案したうえで積算すること。

5 選定方法

公募型プロポーザル方式

6 参加資格

仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できる者であって、次の要件の全てを満たしている者であること。なお、複数の事業者による共同提案は認めない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 (昭和 22 年政令第 16 号) の規定に該当しないこと。
- (2) 直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱 (平成 30 年 3 月 29 日要綱第 62 号) に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 他の地方公共団体から業務停止及び取消処分を受けていないこと又はその処分を受けた日から 3 年以上経過していること。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 法人等の代表者等(非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者)が、次の事項に該当しないこと。

ア 代表者等が暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げるもの。以下同様)関係者である場合

イ 代表者等が暴力団関係者を使用した場合

ウ 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合

エ 代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合

- (8) 福岡県内に本社、支社、支店などの事業所を開設または団体や法人としての住所を有していること。
- (9) 過去 5 年間に於いて本業務と同種又は類似業務の実績があること。

7 実施スケジュール

選定に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	期 日
参加意思表明書等受付期間	令和 7 年 10 月 22 日 (水) ～令和 7 年 11 月 5 日 (水)
現地見学会	別途ホームページにて公開
質問受付期間	令和 7 年 10 月 22 日 (水) ～令和 7 年 11 月 7 日 (金)
質問回答期限	令和 7 年 11 月 14 日 (金)
企画提案書等提出期間	令和 7 年 11 月 5 日 (水) ～令和 7 年 11 月 20 日 (木)
一次審査	令和 7 年 11 月 26 日 (水)
一次審査結果通知	令和 7 年 11 月 27 日 (木) 付

二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 7 年 12 月 16 日（火）
業者決定通知	令和 7 年 12 月 19 日（金）付

8 参加申込方法及び提出書類

（１）参加申込方法

ア 提出書類

- ① 参加意思表明書（様式 1）
- ② 会社概要書（様式 2－1）又は団体に関する調書（様式 2－2）
- ③ 誓約書及び承諾書（様式 3）
- ④ 関連業務実績（様式 4）及びそれを証明する書類（任意様式）

※関連業務実績は、過去 5 年以内（令和 2 年度以降）における同種業務実績について記載するものとする（受託中のものも含む。）。なお、同種業務とは、本業務と一致するまたは概ね同等の業務とする。

- ⑤ 委任状（様式 5）

※支店等に参加手続き等の委任を行う場合のみ必要

イ 提出部数

各 1 部

ウ 提出期間

令和 7 年 10 月 22 日（水）から令和 7 年 11 月 5 日（水）まで

エ 提出方法

- ① 「22 事務局」へ直接持参又は簡易書留により提出すること。
- ② 持参による提出の場合は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までにすること。
- ③ 郵送による提出の場合は、令和 7 年 11 月 5 日（水）午後 5 時必着とする。

（２）企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）
※後段「11 企画提案書作成要領及び作成上の留意事項」にそって作成すること。
- ② 業務委託見積書（様式 6）及び見積内訳書（任意様式）
- ③ その他必要書類（提出時において、いずれも発行後 3 か月以内のもの、写し可）

※令和 7 年 10 月 1 日時点で直方市の物品・役務等入札参加資格者名簿に登載されている事業者については不要

1) 商業登記簿謄本又は身分証明書

法人：登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

個人：代表者の身分証明書（本籍地市町村で発行されたもの）

2) 財務諸表（直近 2 年分の事業年度における決算のもの）

法人：貸借対照表・損益計算書（または活動計算書）

個人：所得税申告決算書又は収支内訳書

3) 印鑑証明書

4) 納税証明書等

A)市内業者・法人

国税：法人税・消費税及び地方消費税「様式その3の3」

市税：直方市の完納証明書（滞納のない証明書）

B)市内業者・個人 A（事業所・代表者居住地が共に市内の場合）

国税：所得税・消費税及び地方消費税「様式その3の2」

市税：直方市の完納証明書（滞納のない証明書）

C)市内業者・個人 B（事業所が市内で、代表者居住地は市外の場合）

国税：所得税・消費税及び地方消費税「様式その3の2」

市税：代表者居住地の完納証明書（滞納のない証明書）

D)市外業者・法人

国税：法人税・消費税及び地方消費税「様式その3の3」

E)市外業者・個人

国税：法人税・消費税及び地方消費税「様式その3の2」

※市内に支店・支社がある事業者は、上記 A～C のいずれかに該当する書類を提出すること

イ 提出部数

アは 10 部（正本 1 部、副本 9 部）、イ及びウは各 1 部

ウ 提出期間

令和 7 年 11 月 5 日（水）から令和 7 年 11 月 20 日（木）まで

エ 提出方法

① 「22 事務局」へ直接持参又は簡易書留により提出すること。

② 持参による提出の場合は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに行うこと。

③ 郵送による提出の場合は、令和 7 年 11 月 20 日（木）午後 5 時必着とする。

（3）参加辞退

参加意思表明書等を提出後、参加を辞退する場合は、令和 7 年 11 月 19 日（水）までに、「参加辞退届」（様式 7）を提出するものとする。この場合、提出書類は郵送または手交にて返却する。ただし、企画提案書等提出後の辞退はできないものとする。なお、参加辞退により、以後、事業者が不利益な扱いを受けることはない。

（4）疑義照会

提出された企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて市から疑義事項の照会を行うことがある。

9 現地見学会

施設及び設備等の確認のため、希望者を対象として現地見学会を実施する。

（1）実施期間及び詳細

令和 7 年 10 月 28 日（火）までにホームページにて公開

(2) その他

本プロポーザルに参加を予定している事業者が、現地見学会以外に個別に現地を訪問することは禁止します。なお、一般の利用者としての訪問は妨げません。

10 質疑受付

(1) 質問票受付方法

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等に関する質問については、「質問票」(様式8)に記入し、令和7年11月7日(金)午後5時までに、下記要領にて提出すること。

ア 質問票を電子メールに添付し、「22 事務局」記載のメールアドレスへ送信する。

イ 電子メールの表題は、「直方市地域子育て支援センター運営業務委託に関する質問」とする。

(2) 回答方法

質問票に対する回答は、期限までに受付したすべての質問について、参加意思表明書を提出した全ての事業者へ、下記の要領にて電子メールにより回答する。なお、質問票に対する回答は、本要領及び仕様書の追加または修正として取扱うこととする。

ア 電子メールの送信先は、会社概要書(様式2-1)又は団体に関する調書(様式2-2)に記載された「連絡担当者メールアドレス」とする。

イ 質問を行った事業者は公表しない。

ウ 回答期限を過ぎても電子メールが届かない場合は、「22 事務局」に記載の連絡先へ連絡すること。

11 企画提案書作成要領及び作成上の留意事項

(1) 様式

ア 企画提案書は「A4判・横書き・両面印刷・左綴じ」とする。図表等で必要な場合のみA3版を織り込んでも差し支えないが、A4判に折って綴じこむこと。

イ 提案書の表紙には、次の事項を記載すること

提案書表題:「直方市地域子育て支援センター運営業務委託」に関する企画提案書

提案者名

提出日

ウ 提案書には各項目及びページ番号を記載し、1ページ目に目次(各項目の表示及び当該ページ番号)を記載すること。

(2) 企画提案書作成上の留意事項

ア 仕様書の内容を反映した提案を行うこと。

イ 本実施要領「14 審査基準及び配点」の評価項目ごとに具体的な提案を行うこと。

ウ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に、平易な表現を用いてわかりやすく記述すること。

エ プレゼンテーション時には公平性の確保のため、提案者の事業者名を伏せて審査を実

施する。そのため、提案書表紙に記載する提案者名については、参加意思表明書到着後に事務局が指定するプロポーザル用の名称を記載すること。また、事業者の名称や事業者が特定される情報（ロゴマーク等）を記載しないこと。

（３） 企画提案のための費用負担

本業務の企画提案に要する費用はすべて、事業者が負担すること。

（４） 企画提案書の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は作成者に帰属するが、市が審査や報告等のために必要な範囲において、無償で利用できるものとする。

イ 企画提案書等の提出後における内容の追加・変更や再提出は認めないものとする。

ウ 提出された企画提案書等は、原則として返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、提案者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則として公開しないものとするが、直方市情報公開条例（平成 31 年 3 月 22 日条例第 3 号）の規定に基づき、開示請求者に開示されることがある。このため、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報は、極力含まないように留意すること。

1 2 審査方法

（１） 一次審査（書類審査）

参加希望者が 5 者以上となった場合は、一次審査（書類審査）を実施し、プレゼンテーション参加者を 4 者選定するものとする。参加希望者が 4 者以下の場合は、一次審査は実施せず、二次審査のみ行う。一次審査は、「1 3 評価方法」に基づき「直方市地域子育て支援センター運営業務委託プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が審査し、決定する。

ア 一次審査の有無の連絡

一次審査を実施する場合は、令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 5 時までに電話にて連絡する。なお、実施しない場合については、連絡を行わない。

イ 実施日

令和 7 年 11 月 26 日（水）

ウ 結果通知

令和 7 年 11 月 27 日（木）午後 5 時までに審査結果を一次審査通過者にのみ電話にて連絡する。書面による通知については、令和 7 年 11 月 27 日（木）付で全ての参加希望者へ送付する。

エ 審査内容に対する問い合わせ及び意義申し立て

参加希望者は一次審査の実施後、不知または内容の不明を理由としての問い合わせ及び異議申し立てをすることはできない。非選定理由の説明を請求する場合には、「1 8 非選定理由の説明」に記載の方法によること。

（２） 二次審査（プレゼンテーション審査）

プレゼンテーション審査を実施し、評価委員会が「1 3 評価方法」に基づき審査・採点

し、最も得点の高い事業者を委託予定事業者（最優秀提案者）として 1 者選定する。日程等は下記のとおりとする。

ア 二次審査実施概要

① 期日

令和 7 年 12 月 16 日（火）

② 場所

直方市役所 5 階 503 会議室又は 504 会議室（当市指定場所）

③ 審査時間

・ 提案者からの提案説明時間：30 分以内

・ 質疑応答時間：15 分以内

④ 機器類の準備

プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、市が準備することとする。

その他、必要な機器は提案者が準備すること。

⑤ その他

参加者は説明者を含め 3 名以内とすること。プレゼンテーションは企画提案書の項目順に行い、事業者の名称や事業者が特定される情報（ロゴマーク等）を使用及び口述しないこと。なお、プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。

1 3 評価方法

- （1）一次審査における評価は、企画提案書及び見積金額によって行う。
- （2）二次審査における評価は、企画提案書、プレゼンテーション及び見積金額の総合評価によって行う。
- （3）評価項目及び評価項目ごとの配点は、「1 4 審査基準及び配点」のとおりとする。
- （4）評価項目 1 から 4 までにかかる評価は、項目ごとの審査員による評価点の合計を委員の数で除した数値を得点とする。なお、算出した際に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点以下第 1 位を四捨五入した数値とする。
- （5）評価項目 5 については、得点＝配点×（最低価格提案事業者の価格÷当該提案事業者の価格）とする（小数点以下第 1 位を四捨五入）
- （6）二次審査の参加者が 1 者の場合であっても、二次審査を開催し、選定を行う。なお、評価点が総合計の 70%（175 点）を下回る場合は、その企画提案を採用せず、失格とする。
- （7）評価点が同点となった場合は、評価項目 1 から 4 までにおいて、配点が 10 点以上の項目の合計点が高い方を上位とする。当該合計点も同点の場合は、くじ引きにより委託予定事業者（最優秀提案者）を選定する。

1 4 審査基準及び配点

企画提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目及び配点は下記表のとおりとする。

評価項目	評価のポイント	配点
1 基本事項（15 点）		
基本理念	子育て支援に対する考え方や理念が適切であるか	5
経営状況	財務状況が健全かつ適正であるか	5
受託実績	同種及び類似事業の実績があるか	5
2 事業の運営について（145 点）		
事業計画	直方市の子育て家庭のニーズや課題を把握しているか	10
	仕様書に記載された業務内容を十分に遂行できる計画であるか	20
	講習や交流会、イベント等の実施について、実施可能かつ事業の目的に沿った企画提案がなされているか（年間計画等）	10
	子育て親子が気軽に安心して過ごすことができる空間づくりや子育て親子同士の交流が図れる事業内容について提案されているか	10
	子育て等に関する相談及び援助の実施において、利用者が相談しやすいような工夫や配慮があるか	10
	専門的対応を要する相談への対応や関係機関との連携体制について、具体的な提案があるか	10
	出張子育て相談の開催について、具体的な計画があるか	10
職員体制	経験や技量を備えた職員の採用及び事業を適切に実施できる配置ができるか（雇用計画等）	15
	職員の資質向上に関する取組の必要性について理解しており、具体的な計画があるか	10
情報収集と提供	子育て親子のニーズに沿った情報を広く収集する方法が示されているか	5
	子育て親子や地域住民等への情報提供が積極的に行えるか	10
	個人情報保護についての配慮がなされているか	5
安全管理体制	事故防止や不審者対策、災害に備えた避難訓練の実施や防災マニュアルの整備が適切か	10
	事故や緊急時の指示系統・連絡体制・通報体制が明確であり、損害賠償等のリスクにも対応できるか	10
3 地域との連携や多世代交流について（30 点）		
地域との連携	商店街等地域との連携に対する考え方が具体的で実効性があるか	10
	施設の立地条件を活かした運営をするための工夫があるか	10
多世代交流	多世代交流を目的とした具体的な取組が示されているか	10
4 その他（10 点）		
会計管理	委託料の会計管理について、明瞭な管理方法が提案されているか	5
独自提案	仕様書に記載されているもの以外に独自の取組を行っているか、また、取組は事業の目的を達成する上で有益か	5
5 見積金額について（50 点）		
見積金額		50
合計		250

1 5 審査結果の通知

審査結果は、次のとおり通知・公表する。

- (1) 選定結果については、各事業者に書面によって通知する。
- (2) 委託候補者の名称を直方市ホームページにて公表する。

1 6 審査結果後における辞退

審査結果において委託予定事業者（最優秀提案者）に選定された者が正当な理由なく協議または契約を辞退する場合は、直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱（平成 30 年 3 月 29 日要綱第 62 号）に基づく指名停止等の処分を行う場合がある。

1 7 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加事業者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 「6 参加資格」を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合
- (3) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 虚偽の記載がされた場合
- (6) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (7) プレゼンテーションを正当な理由なく遅刻または欠席した場合
- (8) 直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱（平成 30 年 3 月 29 日要綱第 62 号）別表第 1 から別表第 3 までに規定する指名停止措置基準に該当する行為が認められた場合
- (9) 「4 見積上限額」を超える見積金額が提案された場合

1 8 非選定理由の説明

一次審査及び二次審査の結果、非選定となった参加事業者は、以下のとおり非選定の理由の説明を市に請求できるものとする。

- (1) 非選定の理由は、参加事業者自身に関する事項のみを請求できることとし、他の参加事業者に関する事項を請求することはできないものとする。
- (2) 非選定の説明内容は、得点及びその順位とする。
- (3) 説明請求は書面でのみ受け付けるものとする。
- (4) 書面の提出期限は、令和 8 年 1 月 16 日（金）とする。

1 9 契約方法

契約は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 契約書は、市と委託予定事業者（最優秀提案者）で協議を行い作成するものとする。

- (2) 契約内容についての協議は、委託予定事業者（最優秀提案者）に決定の通知をした後、速やかに行うものとし、合意にいたり次第、契約を行うものとする。
- (3) 協議の結果、委託予定事業者（最優秀提案者）と契約に至らなかった場合には、次点の提案事業者と契約を前提に協議を行うものとする。
- (4) 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までの間を準備期間とする。なお、準備に要する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (5) その他やむを得ない事情が生じた場合には、協議の上、変更契約できるものとする。

2 0 その他・留意事項

- (1) 本実施要領に記載がない事項については、双方協議の上、これを定めるものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加申請者は本社とし、住所及び商号・名称は、登記簿等により正確に記入し、全ての提出書類の押印においては、印鑑証明書の印鑑と同じものを使用すること。ただし、委任状（様式 5）により参加手続き等を支店等に委任する場合は、全ての提出書類に支店等の住所及び商号・名称を記入し、委任状（様式 5）に押印した使用印と同じものを使用すること。
- (3) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、すべて事業者の負担とする。
- (4) 提出書類受付後の書類の差替・再提出は認めないものとする。
- (5) 提出書類は、原則として返却しない。（「8 参加申込方法及び提出書類」(3) 参加辞退の方法による場合を除く。）

2 1 実施要領等の交付に関する事項

実施要領及び各種申請書類の交付は、直方市ホームページ上で行う。（直方市ホームページからダウンロード可）

2 2 事務局

〒822-8501

直方市殿町 7 番 1 号 直方市教育委員会こども育成課 こども育成係 担当者 真鍋

電話番号：0949-25-2148

電子メールアドレス：n-kodomo@city.nogata.lg.jp